

## オープンカウンター方式による見積合せの実施について

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。  
ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

なお、本調達に係る落札決定及び契約締結は、当該調達に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年2月21日

支出負担行為担当官  
東海防衛支局長 宮原 賢治

- 1 件 名 東海防衛支局（6）空調機外1点点検業務
- 2 内 容 空調機及び冷暖房装置に係るフィルター清掃、各種点検  
詳細は、仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 履行場所 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 東海防衛支局
- 5 参加資格
  - (1)防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」のうち建物管理等各種保守管理においてC又はD等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
  - (2)前号の資格を有しない場合は、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第5条第3号アからウのいずれかの条件を満たす者であること。
  - (3)その他、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第5条第1号、第2号及び第4号から第6号に該当する者であること。
- 6 見積書等の提出方法等
  - ①電子調達システムによる場合
    - (1)交付場所 電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)
    - (2)提出書類
      - ア 見積書の提出を希望する者は、上記5(1)、又は(2)の参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
        - (1)の場合：「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
        - (2)の場合：契約実績を証明する契約書等の写し又は中小企業等経営強化法第50条第1項及び同法第52条第1項の認定を受けた認定通知書の写し
      - イ 見積書記載金額に対応する内訳明細書(別紙第2)を提出すること。
      - ウ その他、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第6条第3項の規定に基づき記載すること。
    - (3)提出方法 電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)により提出すること。
  - ②紙による場合
    - (1)交付場所 下記10にて配布する。(東海防衛支局ホームページからダウンロード可)
    - (2)提出書類
      - ア ①(2)アと同じ
      - イ 見積書は、別紙第1により作成するものとし、見積書記載金額に対応する内訳明細書(別紙第2)を作成すること。

ウ ①(2)ウと同じ

### (3)提出方法

見積書等を郵送により提出する際は、見積書(別紙第1)及び内訳明細書(別紙第2)を封筒に入れて、封かんし、見積書を入れた封筒の表に「見積書等在中」と朱書きする。さらに、(2)に示す提出書類とともに1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に件名、見積合せ日時及び商号又は名称を記載の上、提出すること。

### 7 見積書等の提出期限及び提出場所

令和6年3月8日午後5時までに、電子調達システム、郵送、電子メール(原則PDF形式)又は持参により下記10の問い合わせ先等に提出(必着)するものとする。

ただし、郵送及び電子メールによる提出の場合は、契約係担当者に電話にてその旨を伝えるものとする。

なお、見積書等の提出期限を経過して到着したものは、見積合せに参加できないものとする。

### 8 暴力団排除に関する誓約

別紙第3の「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読の上、内訳明細書の提出をもって誓約したものとする。

誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該見積参加者が提出した見積書等を無効とするものとする。

### 9 見積合せ日時 令和6年3月12日 午後3時30分

### 10 問い合わせ先等

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館  
東海防衛支局 会計課 契約係  
電話番号 052-952-8233  
電子メールアドレス t-akamatsu-tk@kinchu.rdb.mod.go.jp

### 11 請書(別紙第4)作成の要否 要

ただし、契約金額によっては、請書の作成が不要となる場合がある。

### 12 その他

(1)その他詳細は、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

(2)見積書提出者が代理人であるときは、必要に応じて委任状(別紙第5)を提出すること。

(3)消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100(又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の100)に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額を見積書に記載すること。

(4)落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に(非課税金額を除く。)当該金額の100分の10(又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、100分の8)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

見 積 書

件 名：東海防衛支局（6）空調機外1点点検業務

見積金額：

上記の金額をもって東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名

氏 名

連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名

氏 名

連絡先2(電話)

※見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

## 内 訳 明 細 書

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、見積します。

件名：東海防衛支局（6）空調機外1点点検業務

項目	対象	規格	台数	回数	数量	単位	単価	金額
点検	室内機	FXYP140MB9	1	2	2	台		
		FXYLMP45MB	5	2	10	台		
	室外機	RQYP140A	1	2	2	台		
		RQYP140BA	2	2	4	台		
フィルター清掃			6	4	24	台		
諸経費					1	式		
計								
消費税及び地方消費税								
合計								

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担当者]  
所属部署名  
氏 名  
連絡先1(電話)

[本件責任者]  
所属部署名  
氏 名  
連絡先2(電話)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

収入印紙  
貼付

## 請 書

契約事項 東海防衛支局（6）空調機外1点点検業務

契約金額 ￥

（うち消費税及び地方消費税の額 ￥ ）

契約内容 内訳書のとおり

上記の契約事項は、次の条件（詳細は、仕様書のとおり）に従ってお請けします。

- 1 履行期間 ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 2 履行場所 ・ 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎  
第1号館 東海防衛支局
- 3 履行期限の遅延による賠償金 ・ 履行期限の翌日より起算して遅延1日につき契約  
金額の年3パーセントの割合で計算した金額とする。
- 4 支払条件 ・ 履行後適法な支払請求書を提出した日から30日以内と  
する。
- 5 支払遅延利息 ・ 年2.5パーセント  
（「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定める  
ところによる。）
- 6 契約解除に対する違約金 ・ 本契約条項を履行しないときは契約金額の100分の10  
に相当する金額を徴収して解除する。
- 7 その他 ・ 本件契約に係る業務に関し、日本国の関係法令等を遵  
守し、これを履行する。また、当社の責めに帰す事由  
による損害又は諸問題等が発生した場合には、当社が  
一切の責任を負うものとする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名  
氏 名  
連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名  
氏 名  
連絡先2(電話)

## 委 任 状

受任者

営業所等名  
役 職  
氏 名

私は上記の者を代理人と定め、下記件名の見積及び契約に関する権限を委任します。

記

件 名：東海防衛支局（6）空調機外1点点検業務

委任者

住 所  
商号又は名称  
役 職  
代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名  
氏 名  
連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名  
氏 名  
連絡先2(電話)

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

## 仕様書

- 1 件名  
東海防衛支局（6）空調機外1点点検業務
- 2 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日  
各業務の履行日については、原則として平日（9:00～18:00）に行うこととし、細部については事前に発注者と協議の上、承諾を得るものとする。
- 3 履行場所  
愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1  
名古屋合同庁舎第1号館7階、8階及び屋上
- 4 対象機器  
ダイキン製  
室内機 FXYLMP45MB 5台 支局長室2台、次長室2台、  
応接室1台（7階）  
FXYFP140MB9 1台 サーバ室（8階）  
室外機 RQYP140BA 2台 屋上  
RQYP140A 1台 屋上
- 5 履行内容  
(1) 実施項目  
ア フィルター清掃  
イ 容器外観点検  
ウ 吹込み吹出し空気温度の測定  
エ 冷媒圧力測定（高圧・低圧）  
オ 温度測定（吐出管・吸入管・外気・熱交）  
カ 電流・電圧の測定  
キ 電気関係絶縁テスト  
ク 冷媒漏れ、油漏れ、水漏れの点検  
ケ 運転音・振動等の点検  
コ 熱交換器の汚れ・腐食の点検  
サ 各部増し締め  
シ ネジ等に類する消耗品の交換・補充



## (2) 実施回数

アは4回、そのほかの項目は、各2回実施することとし、実施時期は発注者と調整の上、決定すること。

## 6 一般事項

- (1) 仕様書に記載のない事項のうち、本業務を履行する上で当然に必要なで軽微な点検・調整・整備等作業については受注者の負担で行うものとする。
- (2) 点検等に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 点検時に不具合を発見した場合は、速やかに発注者に報告し指示を受けるものとする。
- (4) 本業務に伴う発生材について、受注者の責任で持ち帰り処分することとする。
- (5) 本業務の各点検等作業が完了後、速やかに業務完了報告書（書式は任意）を提出するものとする。
- (6) 受注者は、主要な設備及び発注者の指示する場所における作業状況を写真撮影するものとする。撮影は作業前・作業中・作業後・使用材料・廃棄部品及び発注者の指示する場所とする。また、写真（デジタル写真可）は業務完了報告書に組み入れるものとする。
- (7) 受注者は、本業務の実施に際して、発注者の建物、設備及び工作物等に損傷を与えないように十分注意するものとし、損傷を与えた場合には、受注者の責任において原状に回復するものとする。
- (8) 受注者は、本業務を実施する上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならないものとする。契約の解除後及び契約期間満了後においても同様とする。
- (9) 受注者は、本業務の実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、常に業務の安全に留意するものとする。
- (10) 上記に明記のない事項及び疑義のある場合は、発注者との協議の上、その指示に従うものとする。